

(1) 水源計画(案)

・水源計画案の概略評価結果(1/2)

資料2

【水源計画概略案で示された24案】	概略評価										参考					
	興津川流域及び清水地区					静岡地区					参考					
	【実現性】					【実現性】					参考					
土地所有者等の協力の見通しはどうか	その他の関係者との調整の見通しはどうか	法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	技術上の観点から実現性の見通しはどうか	その他の観点から実現性の見通しはどうか	選定/非選定	土地所有者等の協力の見通しはどうか	その他の関係者との調整の見通しはどうか	法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	技術上の観点から実現性の見通しはどうか	その他の観点から実現性の見通しはどうか	選定/非選定	地下水取水口が取水不可となる事案に対する取組(この項目は計画への取組、高圧出等の取組を想定)	洪水	風水	地震	その他
1-1 ダム(利水専用ダム)	ダムの整備のためには多くの地権者との調整が必要であり困難	-	河川法より河川管理者(県)との協議が必要	技術上の観点から実現性の見通しはどうか	非選定	ダムの整備のためには多くの地権者との調整が必要であり困難	-	河川法より河川管理者(国)との協議が必要	-	清水谷津浄水場まで新規に導水管を整備する必要があるが、延長が長く、整備に時間を要する	非選定	-	-	-	-	-
1-2 ダム再開発(かさ上げ・掘削)	-	-	-	既存のダムがないため、適用不可	非選定	-	-	-	-	既存のダムがないため、適用不可	非選定	-	-	-	-	-
1-3 他用途ダム容量の買上げ	-	-	-	既存のダムがないため、適用不可	非選定	-	-	-	-	既存のダムがないため、適用不可	非選定	-	-	-	-	-
1-4 ダム使用権等の振替	-	-	-	既存のダムがないため、適用不可	非選定	-	-	-	-	既存のダムがないため、適用不可	非選定	-	-	-	-	-
2-1 河道外貯留施設(貯水池)	協議が必要	取水方法が異なるため興津川の水利権所有者との協議が必要	河川法より河川管理者(県)との協議が必要	可能	選定	協議が必要	安倍川の場合、冬季に瀬切れが発生する事例があり、河川流量に余裕は無いと想定されるなど、新規に水利権取得は困難と考えられる	河川法より河川管理者(国)との協議が必要	-	清水谷津浄水場まで新規に導水管を整備する必要があるが、延長が長く、整備に時間を要する	非選定	有効	有効	有効	無効	-
2-2 ため池	協議が必要	取水方法が異なるため興津川の水利権所有者との協議が必要	河川法より河川管理者(県)との協議が必要	可能	非選定	協議が必要	安倍川の場合、冬季に瀬切れが発生する事例があり、河川流量に余裕は無いと想定されるなど、新規に水利権取得は困難と考えられる	河川法より河川管理者(国)との協議が必要	-	清水谷津浄水場まで新規に導水管を整備する必要があるが、延長が長く、整備に時間を要する	非選定	-	-	-	-	-
3-1 新規河川取水	-	新規に水利権取得は困難と考えられる	河川法より河川管理者(県)との協議が必要	-	非選定	-	安倍川の場合、冬季に瀬切れが発生する事例があり、河川流量に余裕は無いと想定されるなど、新規に水利権取得は困難と考えられる	河川法より河川管理者(国)との協議が必要	-	清水谷津浄水場まで新規に導水管を整備する必要があるが、延長が長く、整備に時間を要する	非選定	-	-	-	-	-
3-2 流況調整河川	-	-	-	本検討は、承元寺取水口が取水不可となった場合を想定しているため、他の水系から水を融通して興津川に放流しても取水できない	非選定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3-3 取水口の複数化	協議が必要	-	水道法より水道事業認可変更の手続きが必要 河川法より関係機関協議が必要	既存の取水口の下流側に複数化した場合、ポンプ設備が必要となる可能性があるが、技術上は可能	選定	-	-	-	-	-	-	無効	一部有効	一部有効	無効	-
3-4 伏流水取水	協議が必要	新規に水利権取得は困難と考えられる	河川法より河川管理者(県)との協議が必要	-	非選定	-	興津川は不透水性岩盤上の河川であり河川水は地下へ浸透しないと考えられる	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4-1 地下ダム	困難であり長期にわたる	-	河川法より河川管理者(県)との協議が必要 地下水の採取に関する条例による協議が必要	構造物が大きく施工が困難	非選定	困難であり長期にわたる	-	河川法より河川管理者(国)との協議が必要 地下水の採取に関する条例による協議が必要	構造物が大きく施工が困難	清水谷津浄水場まで新規に導水管を整備する必要があるが、延長が長く、整備に時間を要する	非選定	-	-	-	-	-
5-1 海水淡水化	協議が必要	関係機関協議が必要	水道法より水道事業認可変更の手続きが必要 海岸法より関係機関協議が必要	可能	選定	-	-	-	-	-	-	有効	有効	有効	有効	-

(1) 水源計画(案)

・水源計画案の概略評価結果(2/2)

資料2

【水源計画概略案で示された24案】	概略評価											参考				
	興津川流域及び清水地区						静岡地区					参考				
	【実現性】						【実現性】					取入れ取水が可能な水源に該当する有無(【参考】は【1】の取入れ有無等の有無を想定)				
	土地所有者等の協力の見通しはどうか	その他の関係者との調整の見通しはどうか	法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	技術上の観点から実現性の見通しはどうか	その他の観点から実現性の見通しはどうか	選定/非選定	土地所有者等の協力の見通しはどうか	その他の関係者との調整の見通しはどうか	法制度上の観点から実現性の見通しはどうか	技術上の観点から実現性の見通しはどうか	その他の観点から実現性の見通しはどうか	選定/非選定	湧水	風水	地震	その他
6-1 新規河川の暫定取水	-	水融通が可能であるか協議による	緊急時の水融通は実績あり	原水を導水して浄水処理することに技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	有効	無効	有効
6-2 他事業からの浄水受水	-	他事業が水を供給する能力を有するか協議による	近隣水道事業者からの受水は法的に問題なし	他事業から送水することに技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	有効	無効	有効
6-3-1 他系統からの水融通 北部ルート	-	-	同じ水道事業内での水融通は法制度上問題なし	他系統から送水することは技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	有効	一部有効	有効
6-3-2 他系統からの水融通 南部ルート	-	-	同じ水道事業内での水融通は法制度上問題なし	他系統から送水することは技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	有効	一部有効	有効
6-3-3 他系統からの水融通 和田島ルート	-	-	同じ水道事業内での水融通は法制度上問題なし	他系統から送水することは技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	有効	一部有効	有効
6-4 休止施設の使用	-	-	休止施設の再稼働は法制度上問題なし	休止施設を再稼働させることは技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	一部有効	一部有効	有効
6-5-1 井戸の新設	協議が必要	-	地下水採取に関する条例により協議が必要	-	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	一部有効	一部有効	有効
6-5-2 民間井戸の活用	-	既存井戸の所有者との協議が必要	地下水採取に関する条例により協議が必要	採水実績がある場所での井戸のため技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	一部有効	一部有効	有効
6-5-3 予備井の使用	-	-	予備水源は法制度上問題なし	非常用井戸を活用することは技術上問題なし	-	選定	-	-	-	-	-	-	有効	一部有効	一部有効	有効
6-6 ポンプ車等の使用	-	興津川の河川管理者(県)との協議による	河川に直接ポンプを投入して取水することは、取水位置、取水方法が異なるため、興津川の河川管理者(県)との協議による	河川に直接ポンプを投入して取水することは、技術上可能である	-	選定	-	-	-	-	-	-	無効	一部有効	一部有効	無効
7-1 雨水・中水利用	-	雨水排水施設の所有者、下水処理施設の管理者等との協議による	法内な手続きを行うことにより問題なし	雨水・中水利用は技術上可能である	今後の雨水・中水(再生水)利用による需要の抑制効果を定量的に見込むことはできないため、困難	非選定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8-1 水源前森林の保全	-	-	-	-	貯蓄効果を得られるまでに時間を要する。また、水源前森林を保全し河川流況の安定を図っても、本検討は、取水確保水口が取水不可となった場合を想定しているため適用不可	非選定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-